第五節　提供書類等の評議員への提供

第四十二条　法第百五条第一項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による計算書類及び事業報告書並びに監査報告（会計監査人を置く学校法人にあつては、会計監査報告を含む。以下この条において「提供書類等」という。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。

2　定時評議員会の招集通知（法第七十条第四項又は第五項（これらの規定を法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の通知をいう。次項において同じ。）を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供書類等は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一　書面の提供　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ　提供書類等が書面をもつて作成されている場合　当該書面に記載された事項の提供

ロ　提供書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合　当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供

二　情報通信の技術を利用する方法による提供　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ　提供書類等が書面をもつて作成されている場合　情報通信の技術を利用する方法による当該書面に記載された事項の提供

ロ　提供書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合　情報通信の技術を利用する方法による当該電磁的記録に記録された事項の提供

3　理事は、計算書類又は事業報告書の内容とすべき事項について、定時評議員会の招集通知を発出した日から定時評議員会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を評議員に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。

第六節　財産目録

第四十三条　法第百七条第一項第一号（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる財産目録は、理事会の決議による承認を受けなければならない。

2　法第百四条及び第百五条（これらの規定を法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）並びに第三十条から前条までの規定は、学校法人（法第百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人）が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。

第六章　寄附行為の変更

（寄附行為変更認可申請手続等）

第四十四条　法第百八条第三項の規定により寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。以下同じ。）及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一　寄附行為所定の手続（法第百八条第一項及び第二項に規定する手続（同項に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人及び大臣所轄学校法人等（法第百五十条の軽微な変更として文部科学省令で定めるもの以外の寄附行為の変更の認可を受けようとするものに限る。）にあつては、評議員会の決議）を含む。）を経たことを証する書類

二　文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　第三条第一項第十号に掲げる書類

三　［略］

［章名を加える。］

（寄附行為変更認可申請手続等）

第四条　法第四十五条第一項の規定により寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。以下同じ。）及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一　寄附行為所定の手続（法第四十二条に規定する手続を含む。以下同じ。）を経たことを証する書類

二　文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、次に掲げる書類

イ　［同上］

ロ　第二条第一項第七号に掲げる書類

三　［同上］